## セーフティネット

セーフティネットに関する議論が盛んである。社会のあらゆる局面で規制緩和による自由競争が避けられないとして、競争から脱落した人やハンディのため参入しえない人に対して、“安全網”を設けておくべきだというものである。

ところで前回紹介した割地制度は、競争の否定の上に成り立っていたように思われるかもしれないが、じつはそうではなかった。「松山談叢」の中につぎのようなエピソードがのこされている。

延宝七（一六七九）年、財政の逼迫に苦しんでいた松山藩では、奉行高内（たかない）又七を中心に農政改革に取り組むことになった。高内は、それまでの「検見制」を「春免制」に改めると言う方策を打ち出した。すると、がんばって予想より多い収穫を得た場合は農民の取り分となるから、耕作に励むだろうというわけだ。高内が与力の林源太兵衛に「どうじゃ、良い案であろう」と尋ねたところ、林は、市助と仁助という架空の百姓を例に、面積および石盛（こくも）りの不公平が存在したままでは、春免制実施は多くの効果を望めないと述べた。

この結果、各自の耕作条件を平等にする方策を併せ実施しようと採られたのが、くじ引きによる土地の割替え制度であった。今治藩も、松山藩にならった。

さて、くじ地を作る際、村内の土地がすべて割替えの対象となるわけではなかった。若干の土地はあらかじめ引き抜かれ、そこから除外された。これが「抜地」である。くじ地作成の際庄屋のために設定された抜地、それが「庄屋抜地」であった。庄屋への手当という性格のほか、不作や欠落（かけおち）者が出るなど不時の年貢不足に備えたという意味があったようだ。その他にも多様な「抜地」があった。溜め池等の水利施設、神社や寺の土地などは村を維持するために必要だったので、くじ割から除外された。また、水呑（みずのみ）や無縁（身寄りのない者をさす）など恵まれない者のための零細畑や屋敷地も確保されていた。

こうして見ると、「抜地」は今日流に言うと、村内のセーフティネットだったと言えるのではないか。江戸時代の農民たちは、このようなセーフティネットを設けたうえで、各自の収穫増をめざして互いに切磋琢磨したのであろう。